

公 告

分任契約担当官
自衛隊長野地方協力本部長
力久 健

下記のとおり一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名・規格・数量等

件 名	規 格	単 位	数 量
携帯電話及び携帯電話料（スマートフォン）	仕様書のとおり	月	12
タブレット用S I Mカード	仕様書のとおり	月	12
携帯電話及び携帯電話料（地域事務所連絡用）	仕様書のとおり	月	12

(2) 納入場所：自衛隊長野地方協力本部（長野県長野市旭町1108）

(3) 使用期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

2 入札執行の場所及び日時

入札場所：自衛隊長野地方協力本部（長野市旭町1108）会議室

日時：令和7年3月27日（木）13時10分

3 契約条項・入札等参加者心得を示す場所

自衛隊長野地方協力本部及びホームページ

4 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人間関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(6) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知を受けた者のうち、「役務の提供等」の等級D以上に格付されている者であること。

全省庁統一資格を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。

(7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中でない者

(8) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除する要請がない者で入札の心得に示す事項を画面をもって入札前までに誓約する者

5 入札（落札決定）方法

- (1) 年間予定使用料の総価（ユニバーサルサービス料は考慮しない）をもって落札判定とする。
- (2) 入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

6 保証金

- (1) 入札保証金：免除

ただし落札者が契約を結ばない時には落札金額の100分の5以上に相当する額を違約金として徴収する。

- (2) 契約保証金：免除

ただし契約者がその契約を履行しない時は契約金額の100分の10以上に相当する額を違約金として徴収する。

7 無効入札

下記のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札に関する条件に違反した者の入札
- (3) 入札金額が明瞭でない場合
- (4) 入札者が誰であるか識別し難い場合
- (5) 電報・電話・FAXによる入札
- (6) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- (7) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

8 契約書の作成

- (1) 落札者は落札決定後遅滞なく、落札金額が50万円以上の場合は請書を、150万円を超える場合は契約書を作成する。
- (2) 適用する契約条項
「役務請負基本条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」、「単価契約に関する特約条項」

9 その他

- (1) 第4項（6）に示す資格審査結果通知書（写）は、入札開始までに提出すること。
- (2) 郵便による入札は、入札日前日の17時00分までに必着とする。
なお、封書には会社名、入札日時及び件名を、また朱書きで入札書在中と明記すること。到着の有無を確認すること。
- (3) 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取り消しをすることができない。
- (4) 代表者以外が入札に参加する場合は、委任状を入札前に提出すること。
- (5) 仕様書については自衛隊長野地方協力本部総務課会計班で配布する。
- (6) 入札及び契約事項に関する事項のお問い合わせ先

〒380-0846

長野県長野市旭町1108

自衛隊長野地方協力本部 総務課 会計班 阿波連

TEL：026-233-2108

FAX：026-233-2109

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
携帯電話及び携帯電話料 (スマートフォン)	7－01		
	作成	令和7年3月6日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名		自衛隊長野地方協力本部募集課

1 総 則

この仕様書は、自衛隊長野地方協力本部（以下「官」という。）において使用する携帯電話及び携帯電話料（スマートフォン）について規定する。

2 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

3 調達範囲

携帯端末（スマートフォン） 3 3 台の借用、通話及び通信サービス

4 調達条件

4.1 使用エリア

- 人口カバー率が 9 9 % 以上であること。また、使用者が通常所在する施設内で使用できること。
- 電波状況等使用環境上の問題が生じた場合には、その改善対応について官側と協議すること。

4.2 携帯端末（スマートフォン）の電源オフ及び圏外時における機能

通話ができない場合は、留守番電話サービスに繋がり、メッセージ録音できること。

4.3 通話明細サービス

毎月の通信料（パケット）及び音声通話に関する利用明細を提出するものとする。

4.4 料金プラン

- 毎月の通話料は無制限又は 7 8 5 分までの無料通話を含むプランであるものとし、契約業者が定める無料通話時間を超過した場合については、官側で負担するものとする。
- 毎月のデータ通信料は定額とし、データ容量は 5 G B 以上のものとする。また、データ量超過後は、速度制限により追加料金内で使用可能なこと。

4.5 態 勢

請負業者において本件調達を実施・統括する部門は、ISO/IEC27001 認定を取得しているか、またはそれに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていること。

4.6 追加機能

- 遠隔操作で管理者による使用不可及びデータ消去ができること。
- ウイルス対策ソフトがインストールされていること。

4.7 携帯端末（スマートフォン）本体の形状及び機能

- A Q U O S w i s h 3（ソフトバンク）又は、同等品以上とする。
- OSはA n d r o i d 1 3以上であること。
- 音声通話及びメール通信等のデータ通信が可能な機能・性能を有するものとする。
- 防水機能及び防塵機能を有するものとする。
- 音声通話については、固定電話・携帯電話・発信先を問わず通信が可能であること。
- 液晶のサイズは、7.0 インチ未満、重さは、200 g 以下とし、G P S 対応であり、1300 万画素以上のカメラ機能があること。

- g) 5G、4Gにて接続しパケット通信が可能であり、通信速度は5Gで下り最大1.6Gbps以上、上り最大113Mbps以上、4Gで下り最大275Mbps以上、上り最大46Mbps以上であること。
- h) Wi-Fi機能を有すること。
- i) 付属品として、「使用説明書」「電池パック」「ACアダプター」を1台に対し、それぞれ添付すること。

4.8 サプライチェーン・リスクへの対応

本役務の実施に当たり、契約の相手方（下請負業者、再委託先等を含む。）は、携帯電話本体の借用及び通信利用について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他障害等のリスク（未発見の意図しない脆弱性を除く。）が潜在すると知り、知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機能等の埋込み又は組込みその他、官側の意図しない変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

5 料金等

- a) 初期費用、事務手数料等は初回請求時に一括で請求するものとする。
- b) 請求は月締めとし、使用月の翌月に使用明細（料金内訳、通信料、ユニバーサル料金等）を提示するものとする。

6 出荷条件等

- a) 携帯端末（スマートフォン）は個包装し電話番号を記載して納入すること。
- b) 商習慣とし、内容品明細書・品質保証書・取扱説明書等を1台につき1部添付するものとする。
- c) 納入場所：長野県長野市旭町1108番地 長野第2合同庁舎1階

7 保 守

- a) 本件で使用する通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されていること。
- b) 紛失等した場合、遠距離操作で使用不可にできること。
- c) 保守又は修繕態勢が確立しており、営業時間内の故障発生時に迅速に対応できること。
- d) 本品には通常使用の場合の故障に対して、納入日から起算して満1年間は無償で修理又は新規同一端末と交換する旨を記載した保障を添付すること。

8 検 査

- a) 納入時、検査を行う。
- b) 検査は、第4項の調達条件の内容について確認する。

9 その他

- a) 本業務を履行する上で知り得た情報等については、第三者に漏えいしないこと。また、他の目的に転用してはならない。
- b) 本仕様書で懷疑が生じた場合及び細部不明な点は、その都度、官側と確認及び調整するものとする。
- c) 番号ポータビリティを利用し、現在使用中の電話番号を引き継ぎ、令和7年4月1日午前0時から使用可能なこと。
- d) 細部調整先
〒380-0846 長野県長野市旭町1108番地 長野第2合同庁舎内
自衛隊長野地方協力本部募集課 企画班 唐澤
電話：026-233-2100

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
タブレット用S I Mカード	7 - 0 2	
	作 成	令和7年3月6日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊長野地方協力本部募集課

1 総 則

本仕様書は、自衛隊長野地方協力本部（以下「官」という。）において使用する携帯型パソコンのタブレット用S I Mカードについて規定する。

2 契約期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

3 調達範囲

データ通信用端末（タブレット）10台分に対応するS I Mカードの借用、通信料及びインターネット接続サービス料

4 調達条件

4.1 データ通信回線速度

下り最大30Mbps以上であること

4.2 データ通信端末規格（計10台）

a) T B - X 7 0 5 L (L e n o v o) × 3

b) S u r f a c e G o (M i c r o s o f t) × 7

4.3 S I Mカード容量

20GB以上

4.4 仕様エリア

人口カバー率が99%以上であること。また、使用者が通常所在する施設内で使用できること。

4.5 通話明細サービス

通信（パケット）の明細を提示すること。

4.6 インターネット接続サービス

データ通信用端末及び通信回線を提供する通信事業者が提供する接続サービスであること。

4.7 料金プラン

通信料が毎月定額であること。なお、データ通信料にはインターネットプロバイダ料金を含むものとする。

4.8 態 勢

請負業者において本件調達を実施・統括する部門は、ISO/IEC27001 認定を取得しているか、またはそれに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていること。

4.9 サプライチェーン・リスクへの対応

本役務の実施に当たり、契約の相手方（下請負業者、再委託先等を含む。）は、S I Mカード及び通信利用について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他障害等のリスク（未発見の意図しない脆弱性を除く。）が潜在すると知り、知り得るべきソースコード、プログラム、電子部品、機能等の埋込み又は組込みその他、官側の意図しない変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

5 料金等

- a) 初期費用、事務手数料等は初回請求時に一括で請求するものとする。
- b) 請求は月締めとし、使用月の翌月に使用明細（料金内訳、通信料、ユニバーサル料金等）を提示するものとする。

6 出荷条件

- a) SIMカードは個包装し電話番号を記載して納入すること。
- b) 商習慣とし、内容品明細書・品質保証書・取扱説明書等を1台につき1部添付するものとする。
- c) 納入場所：長野県長野市旭町 1108 番地 長野第2合同庁舎1階

7 事前確認

請負業者は、第4項第2号で示されている物品について、自社のモバイルネットワークサービスによる使用が可能であるか、事前に検証すること。

8 保 守

- a) 本件で使用する通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されていること。
- b) 紛失等した場合、遠距離操作で使用不可にできること。

9 検 査

- a) 納入時、検査を行う。
- b) 検査は、第4項の調達条件の内容について確認する。

10 その他

- a) 本業務を履行する上で知り得た情報等については、第三者に漏えいしないこと。また、他の目的に転用してはならない。
- b) 本仕様書で懷疑が生じた場合及び細部不明な点は、その都度、官側と確認及び調整するものとする。
- c) 細部調整先
〒380-0846 長野県長野市旭町 1 1 0 8 番地 長野第2合同庁舎内
自衛隊長野地方協力本部 募集課企画班 唐澤
電話：026-233-2100

調達要求番号：5PD11C30001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕様書番号	
携帯電話及び携帯電話料 (地域事務所連絡用)	7 - 1	
	作 成	令和 7 年 3 月 1 0 日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊長野地方協力本部
1 総則 1.1 適用範囲 本仕様書は、自衛隊長野地方協力本部（以下「長野地本」という。）において使用する「携帯電話」及び「携帯電話料」について適用する。 2 契約期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日 3 携帯電話 3.1 契約台数 8 台 3.2 契約形態 携帯電話については、買い取り又はレンタルのいずれかとする。 3.3 機 種 機種は、D I G N O ケータイ 4（ソフトバンク）又は、同等品以上とする。納入機種については、本仕様書に定める契約台数を同一の機種とし、使用に必要な付属品（充電器を含む。）を含むものとする。 3.4 機能・性能等 3.4.1 音声通話及びメール通信等のデータ通信が可能な機能・性能を有するものとする。 3.4.2 防水機能及び防塵機能を有するものとする。 3.4.3 音声通話については、固定電話及び携帯電話等、発信先を問わず通信が可能であること。 3.5 出荷条件 商慣習とし、内容品明細書・品質保証書・取扱説明書等を 1 台につき 1 部添付するものとする。 3.6 検 査 納入時、3.1 から 3.5 に定める事項及び製品外観等について検査を実施する。 4 携帯電話料等 4.1 契約プラン 契約プランは、スマ放題（データ定額 5 G B）（ソフトバンク）又は、同等以上とする。 4.2 使用地域 日本国内とし、人口カバー率 9 9 % 以上であること。 4.3 月額費用 月にかかる費用は定額とし、音声通話料金及び通信料金（パケット）を含むものとする。 なお、前述の月額費用内で音声通話及びメール通信については無制限、若しくは最大 6 0 0 分まで利用できるものとする。ただし、契約業者が定める契約プランに含まれない		

通話（通信）を利用した場合に発生する通話（通信）料金については、長野地本で負担するものとする。

4.4 利用明細の提供

毎月の通信（パケット）及び音声通話に関する利用明細を提出するものとする。

4.5 携帯電話番号ポータビリティ

携帯電話番号ポータビリティを利用し、費用は本契約に含むものとする。

5 保 守

a) かし期間は、契約開始後 1 年間とする。

b) 通話（通信）障害等発生時は、契約相手方又は契約相手方が供する携帯電話通信事業者のサポート・サービス保守体制を利用できるものとする。

なお、同サポート・サービス保守にかかる費用については、本契約に含むものとする。

6 その他

a) 契約相手方は、本業務に際し知り得た情報等を第三者に漏えいし、又は利用・提供してはならない。

b) 本仕様書で懷疑が生じた場合及び細部不明な点は、その都度、契約担当官等と調整するものとする。

7 細部調整先

〒380-0846 長野県長野市旭町 1 1 0 8 番地 長野第 2 合同庁舎内
自衛隊長野地方協力本部 総務課 管理班 日野浦
電話：0 2 6－2 3 3－2 1 0 0

入 札 書

金額 ￥ (税別)

品名	規格等	数量	単位	単価	金額
携帯電話及び携帯電話料 (スマートフォン)	仕様書のとおり	12	月		
タブレット用SIMカード	仕様書のとおり	12	月		
携帯電話及び携帯電話料 (地域事務所連絡用)	仕様書のとおり	12	月		
以下余白					
合計					
納入場所	自衛隊長野地方協力本部	納 期	令和7年4月1日～令和8年3月31日		
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 7年 3月 27日

分任契約担当官

自衛隊長野地方協力本部長

殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

担当者名

連 絡 先

委 任 状

分任契約担当官

自衛隊長野地方協力本部長

殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

私は、「携帯電話及び携帯電話料（スマートフォン）ほか２件」の入札について
下記の者を代理人と定め、権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 7 年 3 月 2 7 日

委任者

印

受任者

印